

月刊中央会

第771号 2022/April

月刊中央会
オー
動く・つなぐ・結ぶ
組合・中小企業を
サポート

組合・中小企業を
応援します！

4



書寫山眞教寺（姫路市）

月刊中央会
（オー）

兵庫県中小企業団体中央会時報第771号2022年4月5日号（毎月1回5日発行）
発行所／兵庫県中小企業団体中央会 〒650-0011 神戸市中央区下山手通4丁目16番3号兵庫県民会館3階
本情報誌は組合等情報提供事業として発行しております。購読料／部30円（会員の購読料は会費に含まれています。）
TEL 078-331-2045

中央会からのお知らせ

令和4年度組合等講習会・研修会事業 研修会・講習会・視察研修を実施する組合等を募集！

組合等が抱える様々な課題について、その解決に向けて研修会等を開催する場合、その対象経費の支援を行います。

オンライン開催も
対象です！

<研修テーマ例>

- ◆人材確保・人材育成 ◆生産性向上 ◆技術力・開発力強化 ◆労務管理 ◆ブランド力向上
- ◆コスト改善 ◆顧客満足度の向上 ◆先進地視察 等

【対象】 中小企業組合、任意グループ等
【対象期間】 令和4年4月1日～令和5年2月28日
 ※予算額に達し次第、受付を終了させていただきます。

【対象経費】 講師謝金、講師旅費、会場借料、車両借上費
【補助金額】 上限15万円
【補助率】 2/3以内

◇お申し込み方法等詳細は、兵庫県中央会のホームページでご確認ください。
<https://www.chuokai.com/r4kensyukai/> <担当：連携推進課 赤松>



6月1日まで
期間限定公開！

「スーパーマーケット・トレードショー2022」を オンラインで体感

兵庫県中央会のビジネスマッチングサイト「バーチャル展示会HYOGO!」内にて、本年2月に開催されました「第56回スーパーマーケット・トレードショー2022」の【兵庫県ブース】（当会を含め4団体で中小企業の共同出展を支援）の様子をパソコンやスマートフォンからご覧いただくことができます。出展ブースをそのまま仮想化していますので、Googleのストリートビューのようにブース内を移動できます。この機会にぜひ一度ご体感ください。
 <担当：情報企画課 中橋>

■「スーパーマーケット・トレードショー2022」バーチャルブース

◎にカーソルを合わせると出展内容や出展者のホームページのURLが表示されます。

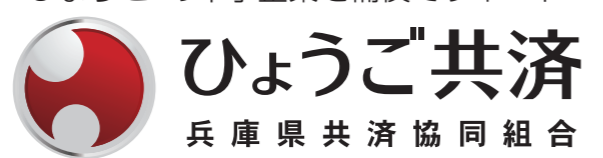
■バーチャル展示会HYOGO! <https://www.web-tenjikai.com/>

中小企業のための 地震・津波の補償「地震特約」

ひょうご共済の火災共済に特約としてご加入いただける制度です。

ひょうご共済 地震特約

“ひょうご”の中小企業を補償でサポート！



ひょうご共済

兵庫県共済協同組合

特集 兵庫県中小企業団体中央会 令和4年度事業計画(案)

■中央会事業

- ◇令和3年度中小企業国際化支援事業 成果報告
- ◇令和3年度取引力強化推進事業 成果報告
- ◇令和3年度新規連携先開拓支援事業 成果報告
- ◇令和3年度起業支援連携強化事業 成果報告
- ◇コーディネーター定例研究会を開催しました
- ◇組合運営Q&A「委任状」
- ◇令和4年度中小企業組合等課題対応支援事業のご案内

■コラム

中小企業のための税務レポート
 中小企業向け「賃上げ促進税制」
 ー成長と分配の好循環の実現ー
 税理士法人コモンズ 代表社員 税理士 坂本 健一

■情報レポート

県内中小企業の景気基調は、感染症流行による経済活動の停滞に加え、企業物価の上昇と価格転嫁の難しさなどの要因が重なり、悪化への懸念が高まっている。

■お知らせ

- ◇令和元年度補正・令和三年度補正ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金（10次締切分）
- ◇ハラスメント対策のご案内

■中央会からのお知らせ

- ◇研修会・講習会・視察研修を実施する組合等を募集！
- ◇「スーパーマーケット・トレードショー2022」をオンラインで体感

兵庫県中小企業団体中央会 令和4年度事業計画(案)

1 活動方針

本会は「動く・つなぐ・結ぶ」のスローガンのもと、規模が小さいことにより様々な制約を抱える中小企業・小規模事業者が直面する経営課題に対応するため、国、県に会員の声をいち早く届け、強力に支援策の拡充を呼びかけるとともに、中小企業等の生産性向上・付加価値の最大化を図り、併せて地域経済の再生、持続的な成長に貢献するため、以下に掲げる事業を実施することにより、組合等連携組織への支援活動を展開し、会員サービスの向上を図るとともに、中小企業の多様な連携、組織強化を支援しながら、新型コロナウイルス禍に大きな打撃を受けている兵庫経済の早期の復興に積極的に取り組んでいく。

2 事業計画の概要

(1) 組合等への訪問指導および相談室の運営

中小企業組合の設立、運営に関する指導をはじめ、組合共同事業の推進、組員企業経営の向上促進、税務・会計、官公需の受注促進等について組合等への訪問指導を行う。また、中央会相談室において組合固有の相談等に応じる。

(2) 地域産業実態調査事業

① 中小企業労働事情実態調査

中小企業の労働事情の実態を把握するため、毎年47都道府県において一斉に実施し、国等の労働政策や中央会の労働支援方針策定に資するとともに、兵庫県の調査結果を機関誌、ホームページ等で公表する。

② バーチャル展示会HYOGO!の運営

インターネット上の展示会サイト「バーチャル展示会HYOGO!」を運用し、業界や企業の取組み、新製品・新サービスなどの紹介を通じてビジネスマッチングの機会を提供していく。

③ 起業支援連携強化事業

民間のコワーキングスペース等との連携を図り若手や女性、高齢者等の起業を支援するとともに、クラウドファンディング事業者との連携により起業家・経営者の新たなビジネスの創出を積極的に支援する。

④ 中小企業BCP策定支援事業

中小企業における事業継続計画(BCP)策定については、近畿各府県の中央会と連携し、災害時における広域連携による中小企業支援等について引き続き研究、この研究成果も盛り込んだ実効性のある計画策定を支援する。また、セミナーの開催や専門家派遣によりBCP策定を支援する。

⑤ 新規連携先開拓支援事業

ものづくり企業等の新技術、新商品、新サービスの開発等、新たな取組みについて調査した内容を紹介し、新たな連携先の開拓を支援する。

(3) 組合等情報提供事業

① 組合活性化情報提供事業

月刊機関誌「O!(オー)」の発行等により、中小企業に有益な情報を提供していく。また、機関誌への

広告掲載や広告チラシの同封により、会員組合や企業の商品、サービスを広く紹介し、中央会の会員間の取引拡大を図る。

② 資料収集加工事業

全国中央会が定めたテーマに基づき、先進事例を調査し、報告書を作成する。

③ 中小企業情報発信力強化支援事業

ソーシャルメディア等ITの活用により低予算で自分たちの顧客や連携期待先に情報を伝えていくためのノウハウの提供と、そのノウハウ等を活用した優れた取組みを事例として紹介、中小企業の情報発信力の向上につなげていく。

④ 小規模事業者組合等IT化支援事業

専門家派遣、研修会の開催等を通じ小規模事業者組合等のIT活用を支援し、情報発信力強化、業務の効率化を促進する。

(4) 指導員等研究会開催事業

全国及び近畿ブロックの指導員同士が地域における緊急性の高いテーマや広域連携のあり方等のテーマを設定し情報・意見交換を行い、指導員の資質の向上を図る。

(5) 組合指導情報整備事業

会員訪問や相談等を通じて得た情報を基に作成した支援データベースを活用し、的確な支援に努めるとともに、中央会のホームページの管理・運営等を行う。

(6) 情報連絡員設置事業

県内の地区、業種を代表する組合等の役職員の中から74名を情報連絡員に委嘱し、中小企業者の景況動向、問題点などについて月1回調査するとともに、中小企業者の意見、要望を把握することにより、実態に即した事業の実施に役立てる。同時に調査結果を公表し、中小企業を取り巻く景況動向の周知を図る。

(7) 中小企業連携組織等支援事業

組合や創業者、経営革新に取組む中小企業者等の課題解決を図るため、専門家の活用等により以下の事業を実施する。

① 個別専門指導

組合固有の問題解決のため、弁護士、税理士、中小企業診断士等の専門家による個別相談を行う。

② 講習会・研修会の開催

以下のテーマにより講習会を開催するとともに、組合・青年部等の個別の課題解決のため、専門家を派遣して研修会を開催する。

<開催テーマ>

生産性向上、マーケティング・ブランド力強化、ものづくり支援、情報化、経営力向上、事業承継、営業力強化、会計、労働問題等

③ 開業支援セミナーの開催

商業・サービス業分野の開業を目指す起業希望者を対象に「開業セミナー」を開催する。

④ 連携グループ集中支援事業

地域資源の活用、都市と農村の交流等により地域活性化等につながる取組みに着手する組合等連携グルー

プの実施計画の策定や実験的事業の運営を集中的に支援し、事業化への足掛かりとする。

⑤ 連携モデル構築事業(しっかいや中央会事業)

産学連携支援や経営革新計画等の策定支援による地域中小企業の経営力向上を図るため、本会と兵庫県信用組合等による連携の仕組みを構築し、しっかいや中央会事業として展開する。

⑥ 中小企業技術開発支援事業

中小企業が外部との連携による共同研究開発や新たな提携先を開拓するために、必要な最新の市場動向情報や技術情報、特許情報の活用方策を提供するほか、ものづくり経営の効率化、技術の高度化に役立つ産学連携等の取組みを支援する。

⑦ サービス産業構造改善支援事業

サービス産業の生産性向上を図るため、サービスの質の向上や効率的な提供方法の検討と先進事例の情報共有を図り、意見交換や事例研究等を通じてこれからの時代にふさわしいサービス産業のあり方を模索する。

(8) 連携組織交流促進事業

中小企業の経営資源の相互補完等を促進し、今日的課題に対応した新たな連携組織の創出を図るため、各種のテーマで中小企業者等の交流を図る。

① 組合青年部活動推進事業

兵庫県中小企業青年中央会の主催する交流会等の開催を支援し、組合青年部活動の推進を図る。

② 組織強化支援事業

中小企業等が一堂に会し、現下の厳しい経営環境に的確に対応し、新たな発展を期することを目的とした中小企業団体兵庫県大会の開催等、組織強化に資する取組みを展開する。

③ 異業種交流コラボレーション事業

異業種交流を促進するため、国際フロンティア産業メッセへの共同出展の支援により、ビジネスマッチングの機会を提供する。

④ 農商工連携等交流促進事業

農商工連携による新商品等の開発を推進するため、消費者と中小企業者(生産者)の交流の機会としてひょうご特産品フェア等のイベントを開催する。

⑤ 中小企業国際化支援事業

中小企業の海外取引の拡大支援や国際化に対応した人材の育成、国際化に資するネットワークの構築を支援する。

(9) 活路開拓調査実現化事業

中小企業者が経済的・社会的環境の変化に対応するため、新たな活路の開拓、単独では解決困難な諸問題、その他中小企業の発展に寄与するテーマについて、組合等がこれを改善するための取組みを共同で行う事業に対して支援する。

(10) 組合等組織強化対策事業

① 記帳指導事業

組合等の役職員を対象に決算会計・税務の知識習得を目的としたセミナーを開催する。

② 組合等巡回運営相談事業

兵庫県及び神戸市と連携して、組合を巡回訪問し、活動状況をヒアリングし、運営相談を行う。

③ 組合等経営相談事業

会員組合等の事業活動、運営上の課題解決のため、経営相談事業を実施する。

(11) 小規模事業者大規模展示会共同出展事業

小規模事業者の成長発展を促進するため、最大の経営課題である営業・販路開拓の支援として、首都圏等で開催される大規模な展示会に兵庫県ブースとして共同出展する。

(12) 異業種交流活性化事業

異業種交流グループが取り組むビジネスパートナーや事業連携の可能性を発掘する活動を支援し、新分野進出、新商品・新サービス・新技術開発、販路開拓等を促進することを目的とする。

(13) 全国中央会小規模事業者組織化指導事業

全国中央会の補助を受け、以下の事業に取り組む。

●巡回訪問 ●特別講習会 ●取引力強化支援事業

(14) しっかいや中央会事業

経営上の課題を抱える兵庫県内の中小企業者等に対し、経営力向上を図るための伴走型支援として、次の事業を実施する。

●セミナーの開催 ●経営相談 ●専門家派遣

●サポート検討会議の開催

●コーディネーター定例研究会の開催

●支援機関研修会の開催

(15) 各種受託事業

国、県、基盤整備機構等からの委託により、調査事業、ものづくり事業、経営支援事業等に取り組む。

●景況調査事業

●ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金

●事業環境変化対応型支援事業

●諸制度改正に伴う専門家派遣等事業

●外国人技能実習制度適正化事業

●社会貢献事業

(16) 兵庫県中央会関係団体支援事業

兵庫県中小企業青年中央会、兵庫県中小企業組合士協会、兵庫県中小企業組合事務局協議会の運営を支援する。

(17) 有償サービス部門の開拓と展開

特定退職金共済制度をはじめとする各種の共済制度等を実施しており、今後も積極的に展開する。

① 共済事業の実施

ア 特定退職金共済

イ 兵庫県中央会共済事業

●オーナーズプラン・パートナーズプラン

●ビジネスJネクスト ●業務災害補償制度

●ビジネス総合保険 ●海外PL保険

●取引信用保険 ●所得補償制度

●小規模企業共済 ●倒産防止共済 等

② 組合事務局の支援

事務局がなく、理事長企業の職員等が組合事務を代行しているような組合に対する事務代行サービスを行う。

令和4年度事業計画(案)は、「第67回兵庫県中小企業団体中央会通常総会」(6月21日開催予定)の議案として提出します。

令和3年度中小企業国際化支援事業

成果報告

現在コロナ禍により苦境が続く事業の国際化において、小倉サンダイン株式会社と株式会社青山産業研究所のポストコロナ・反転攻勢を見据えた海外向けプロモーション動画の作成を支援しました。

動画の内容は組織の概要や製品・サービス紹介とし、SNSでの視聴を想定した比較的短尺で内容をまとめました。また、動画内のナレーション等は英語で字幕を表記し、海外ユーザーを意識した工夫を積極的に取り入れた構成としました。完成した動画は、YouTubeでご覧いただけます。

<担当：連携推進課 今橋>



■小倉サンダイン株式会社
「水素吸具 KENCOS4」



■株式会社青山産業研究所
「緩みにくいナット、アンダーホールナット」

令和3年度取引力強化推進事業

成果報告

取引力強化事業とは、組合の共同事業の活性化を図るためのホームページの作成・リニューアル、パンフレットの作成等に掛かった経費の3分の2(上限50万円)を補助する事業です。昨年度の実績をご紹介します。

組合員の広報並びに販売力強化 ～神戸水産物卸協同組合～

神戸水産物卸協同組合は、共同事業の活性化や新鮮で安心な市場流通の生鮮水産物の流通拡大を目指し、組合の概要と組合員の業務を広く情報提供するため、ホームページをリニューアルした。

【本事業により得られた成果】

- ・組合員企業の売り上げ増加への貢献
- ・組合員からの信頼の高まりによる組合運営の安定化
- ・安心安全な食品流通のPR
- ・消費者に親しまれるための魚食普及活動のPR



<担当：連携推進課 巽>

神戸水産物卸協同組合 検索

<https://kobe-suinaka.com/>

信用保証のご案内

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者の皆さまへ

当協会では、新型コロナウイルス感染症により影響を受けている中小企業・小規模事業者の皆さまに対して、経営相談窓口を設置し、各種保証制度等により、経営支援、資金繰り支援を行っています。

令和4年2月1日協会申込受付分から、下記の両制度の保証限度額が4,000万円から6,000万円に引き上げとなりました。

- ① 全国統一保証「伴走支援型特別保証制度」
- ② 兵庫県融資制度「伴走型経営支援特別貸付」

上記は、概要のため、詳細は当協会HPをご覧ください。各事務所・支所にお問い合わせください。

HPIはこちらから 兵庫県信用保証協会 CREDIT GUARANTEE CORPORATION OF HYOGO-KEN 〒651-0195 神戸市中央区浪花町62番地の1 TEL.078-393-3900(代表)

令和3年度新規連携先開拓支援事業

成果報告

2年近く続くコロナ禍では、県内の中小企業の皆様のビジネスに多くの影響を与えてきました。しかし、厳しい外部環境の中、創意工夫で活路を見出そうとする組合や中小企業が多く存在します。

兵庫県中央会では、これらの方を対象に自社商品についてヒアリングを行い、訴求力のある文章にまとめ、新聞広告として掲載する事業を実施しました。数多くの応募の中から2社を支援し、令和4年3月、神戸新聞に延4回広告を掲載しました。2社とも全県域での初めてのPR活動となりました。



◆播州織工業協同組合◆

令和2年に組合工場併設の直売ショップ『播織 ～バンオリ～』(西脇市鹿野町162)を開業。実証試験によりウイルスの不活性化の効果が確認された独自の生地に加え、「クラッシュ加工」が施された綿生地やこれらを用いた日傘やエコバッグ、シャツ、帽子などを販売している。人混みを避け、自動車で気軽に立ち寄れる事もあって、口コミでの来客やリピーターが増加している。

播織 ショップ 検索

◆香住鶴株式会社◆

コロナ禍による外食、観光産業の営業自粛により、売上の減少を余儀なくされたが、売上構成を分析すると、紙パックの商品には、落ち込みがなく「宅飲み」のニーズに応えられていると判断。紙パックは、瓶に比べて軽量で持ち運びがしやすく、家庭での品質の保持にも優れている点に着目した。しかし、紙パックは低廉な酒の印象があるという弱点があった。これを克服するために、デザインを工夫。手間暇をかけて深い味わいを醸し出す「山麴」仕込みの酒入り紙パック商品を業界で初めて市場に投入した。

香住鶴 検索

<担当：情報企画課 尾崎>

令和3年度起業支援連携強化事業

成果報告

～クラウドファンディングの支援事例～ Makuake

兵庫県中央会では、応援購入サイト Makuake (株式会社マクアケ) と連携して中小企業プロジェクトの実施を支援しています。昨年度の支援事例をご紹介します。

足裏から身体を安定させる。畳の心地よさも味わえる新感覚草履「IXAZ (いぐさず)」

2018年に起業し、スポーツ関連商品の企画から販売を手がける株式会社エス・ケイ・ワイ イノベーションでは、キャリア30年の柔道整復師・金田整骨院院長の金田英貴先生との共同開発で新感覚草履「IXAZ (いぐさず)」を開発した。

金田先生が提唱する「動的安定理論」とは、身体を動かして平衡を保とうとする考え方で、平衡を保つには安静にしてバランスをとるべきという一般的なイメージとはまったく異なる発想である。「IXAZ (いぐさず)」を履くだけで歩行時の姿勢が安定するので、日常生活の「歩く」動作の中で効率的に身体をケアすることができる。



★4月28日まで Makuake で応援購入を受付中!

<https://www.makuake.com/project/ixaz/>



企業名	株式会社エス・ケイ・ワイ イノベーション
住所	神戸市中央区東川崎町1丁目8番4号 神戸市産業振興センター8階8-2
ホームページ	https://sky-innov.co.jp/

<担当：情報企画課 佐藤>

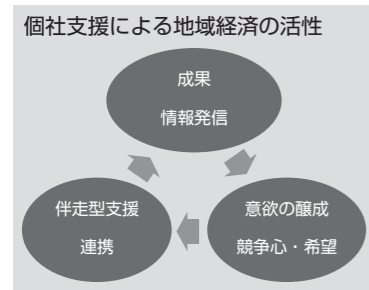
コーディネーター定例研究会を開催しました

兵庫県中央会は、3月1日「コーディネーター定例研究会」をオンライン（Zoom）で開催しました。同研究会はしっかいや中央会の登録専門家を対象に中小企業経営支援の実例等について情報交換を行い、今後の取組みに役立てていくもので、当日は、商工中金や信用保証協会、兵庫県信用組合など当会と連携する金融機関、支援機関の皆様にも参加いただきました。

初めに「伴走型支援による経営支援事例～（株）山田鋳金～」と題して、宍粟市商工会北部支所係長の藤川裕司氏より事業再構築補助金申請に至るまでの支援の流れ（きっかけ、活用した各種制度）や支援者としての想い、支援を通じての事業者の心境の変化、今後の展望等について講演いただきました。講演には同社山田社長にも参加いただき、自社の経営の進化についてお話しいただきました。

次に、当会からものづくり補助金の新たな内容（DX 枠、グリーン枠の創設等）や令和4年度の補助事業（インボイス制度の普及・相談）等についての情報提供を行いました。

<担当：経営相談室 内田>



組合運営 Q & A 「委任状」

Q.1 総会における白紙委任状（代理人の名前が記載されていない委任状）の取り扱いについて注意すべきことはありますか？

A.1 白紙委任状は、総会の開催、議案の提出、議決権の確認等総会全般の責任をもつ理事長に代理人の選任を一任したものであって、理事長または議長に議決権の行使を一任したのではないと解されます。理事長が組合員の代理権を行使できるのは、組合員である場合に限りですが、4人以下の定款で定められた人数までです。なお、議長については、そもそも総会の議決に加わる権利を有しませんから、権利のない者に議決権の行使を委任することはできません。

また、白紙委任状は、白紙の箇所が補完されて初めて委任状としての効力が発生します。総会において行使される際には、代理権を行使する者の氏名が記入されていなければなりません。この代理人の決定は、議決権行使の時（厳密に言えば、議決権数（総会の定足数）の確認時）までになされれば有効であると考えます。

代理人1人あたりが代理できる数を超える委任状は、無効となり、出席者数に算入することができません。組合員からの意思表示を十分反映できるよう、総会に出席できない場合は、代理人による議決権行使もしくは書面による各議案への議決権行使による意思表示を呼びかけ、白紙委任状が増えることのないように努める必要があります。

<参考資料>全国中小企業団体中央会「組合質疑応答集（2019年3月）」 p.89 p.90

令和4年度中小企業組合等課題対応支援事業のご案内

中小企業組合等が経済的・社会的環境の変化に対応するため、新たな活路の開拓、単独では解決困難な諸問題を改善するための取組みに対して支援を行います。

【対象】 中小企業組合、一般社団法人、共同出資組織、任意グループ等

【補助金額】

① 中小企業組合等活路開拓事業 (展示会等出展・開催を含む)	活路開拓事業	大規模・高度型：上限 1,200 万円 (下限 100 万円) 通常型：上限 1,200 万円 (下限 100 万円)
	展示会等出展・開催	上限 1,200 万円 (下限なし)
② 組合等情報ネットワークシステム等開発事業	基本計画策定事業	大規模・高度型：上限 1,200 万円 (下限 100 万円) 通常型：上限 1,200 万円 (下限 100 万円)
	情報システム構築事業	同上
③ 連合会 (全国組合) 等研修事業		上限 300 万円 (下限なし)

【補助率】 補助対象経費の 10 分の 6 の範囲内

【募集期間】 《第2次募集》令和4年4月1日(金)～5月27日(金) (必着)

《第3次募集》令和4年7月15日(金)～8月12日(金) (必着)

詳細はこちら ⇒ <https://www.chuokai.or.jp/archive/josei/kadai/R4kadaitaiou-index.html>

<お問い合わせ先>

全国中小企業団体中央会 TEL：03-3523-4905 Email：shinko-7@mail.chuokai.or.jp

中小企業のための 税務レポート

中小企業向け「賃上げ促進税制」 —成長と分配の好循環の実現—

税理士法人コモンズ 代表社員 税理士 坂本 健一


新型コロナウイルス感染症が経済や社会に甚大な影響を及ぼす中、ウィズコロナ・ポストコロナを見据えた企業の経営改革の実現に向け、人材への投資を積極的に行う企業に対し、法人税等の税額控除措置が講じられています。賃上げ税制は、正式名称を「賃上げ促進税制」といいます。中小企業向け「賃上げ促進税制」は、青色申告書を提出している中小企業者等が、一定の要件を満たした上で、前年度より給与等の支給額を増加させた場合、その増加額の一部を法人税(個人事業主は所得税)から税額控除できる制度です。

令和4年度税制改正で中業企業の控除率が最大40%に

賃上げ税制では、要件を満たした青色申告書を提出する企業であれば、雇用者全体の給与等支給額(国内雇用者の給与、賃金、賞与などの給与所得に該当するもの)の増加額について、〇〇%の税額控除を受けることができます。この〇〇%の部分について、令和4年税制改正大綱で、以下の図のように見直しが行われました。ここでは、中小企業向けの内容について解説します。

【中小企業】雇用者全体の給与等支給額の増加額の最大40%を税額控除

適用対象： 青色申告書を提出する中小企業者等
適用期間： 令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する各事業年度
(個人事業主は、令和5年から令和6年までの各年が対象)

必須要件	+	追加要件
雇用者全体の給与等支給額が前年度比で2.5%以上増加 ⇒ 30%税額控除*	+	教育訓練費が前年度比で10%以上増加 ⇒ +10%税額控除*
OR		
雇用者全体の給与等支給額が前年度比で1.5%以上増加 ⇒ 15%税額控除*		 中小企業向けの 詳細情報はこちら

「経済産業省、賃上げ促進税制 PR 資料より」

賃上げ税制における中小企業の定義は？

中小企業向けの賃上げ税制は、正しくは中小企業者等になります。中小企業者等になるのは、以下のいずれかに該当する場合です。該当しない場合は、大企業に区分されます。

青色申告書を提出する者のうち、以下に該当するものを指します。

- (1) 資本金や出資金が1億円以下の法人(同一の大規模法人から2分の1以上の出資、2以上の大規模法人から3分の2以上の出資、前3事業年度の所得が平均15億円を超える法人を除く)
- (2) 資本等を有しない法人で常時雇用人数が1,000人以下の法人
- (3) 常時雇用の従業員が1,000人以下の個人事業主
- (4) 協同組合等(中小企業等協同組合、出資組合である商工組合等※)

まとめ

給与の増加は、すなわち人件費の増加であり、組合運営においては「固定費の増加」となります。税制の適用を受けるために賃金を改定するのではなく、結果として給与の引上げを行うと税制でも優遇されると捉えておくのが大切となります。

PROFILE

プロフィール

税理士法人コモンズ 代表社員
税理士 坂本 健一

【経歴】

- 大阪府立大学大学院経済学研究科修士
- 阪奈信用金庫(現:大阪シティ信用金庫)に勤務
融資業務を6年間担当し中小企業金融について学ぶ
- 税理士事務所にて実務を習得
- 2010年 税理士法人コモンズの代表社員に就任



情報レポート

令和4年3月14日集計

概況

県内中小企業の景気基調は、感染症流行による経済活動の停滞に加え、企業物価の上昇と価格転嫁の難しさなどの要因が重なり、悪化への懸念が高まっている。

内閣府が2月8日に発表した2月の景気ウオッチャー調査（街角景気）は、現状判断指数（DI、季節調整値）が前月比0.2ポイント低い37.7と2カ月連続で悪化した。ロシアによるウクライナ侵攻以後の景況感が反映された調査として本件を紹介したが、全国的に景気後退への不安が広がっている。

一方、県内中小企業では、2月のDI値4指標が変化のなかった売上を除いて悪化した。引き続き、原料、資材の高騰、部品供給の制約に関するコメントが続いている。特に原油関連の燃料高騰についての声は、ウクライナ情勢の悪化により一層高まりつつある。また、兵庫県では、まん延防止措置の発出が継続しており、この影響を受けて苦境に立つ中小企業も多く存する。県内中小企業の景気基調は、悪化の懸念が高まっている。

業種別景況天気図（前年同月比）
令和4年2月（3月集計）分

業種	項目	景況	売上	収益	資金
製造業	景況	-11%	25%	0%	-8%
	非製造業	-56%	-25%	-44%	-44%
総合	景況	-33%	0%	-22%	-26%

景況	天気	基準(DI値)
快晴		30以上
晴れ		10以上~30未満
曇り		-10以上~10未満
雨		-30以上~-10未満
大雨		-30未満

●●●●● 業界の声 ●●●●●

製造業

食料品

コロナの影響により製造に携わるパート従業員が出勤できない状況が一部あり、また大雪による影響で生産が少し減少している。販売においては、昨年に比べ10%程減少している。

木材・木製品

そろばんは、繁忙期に入り需要の量が増えてきている。工芸品は、あらゆる資材の高騰、仕入価格の高騰の為、原価率が上がっている。今後はうまく販売価格に転嫁出来るかが重要。

化学・ゴム

コロナウイルスの収束の見通しがつかず、業界にとっては、先が見通せない状況が続いている。その上、原油高による資材の値上げもあり厳しい状況が続いている。

鉄鋼・金属

先月と同様に、部品の供給制約や原材料費の高騰により、ヒト、モノの操業度が低下している。とりわけ半導体の確保が全くできない。また、価格転嫁もできないとの組合員の声が多く聞く。

電気機器

半導体、その他の海外調達部品がコロナによるロックダウンの影響で入荷できず、それがネックとなり生産出来ない状況が続いている。

その他

先月に引き続いて原材料や副資材の高騰及び線材入荷の遅延等により、計画通りに商品の出荷が出来ず、取引先からの苦情が多く寄せられている。

非製造業

卸売業

シベリアからの輸入材もあり、近年のいわゆるウッドショックが収束しない中、ロシアの経済制裁は悪材料になりうる。アメリカの金利引き上げも目前に迫り予断を許さない状況が続くであろう。

小売業

1月に売れたテレビが全く動かず、エアコン、洗濯機、電子レンジ、LED照明器具に支えられた2月だった。ただ、半導体不足に起因する商品不足は続いており、特にエコキュートや電気温水器が壊れないか冷や冷やしている。

商店街

2月に入り、地元の学校などでも新型コロナウイルスの集団感染が多々あり買物に出かける方が減少している。食品は好調のようだがそれ以外は厳しい状況になっている。

サービス業

長引くコロナ禍で観光産業はダメージが大きく、協力金などの対象外の店舗がほとんどなので資金繰りが本当に大変である。

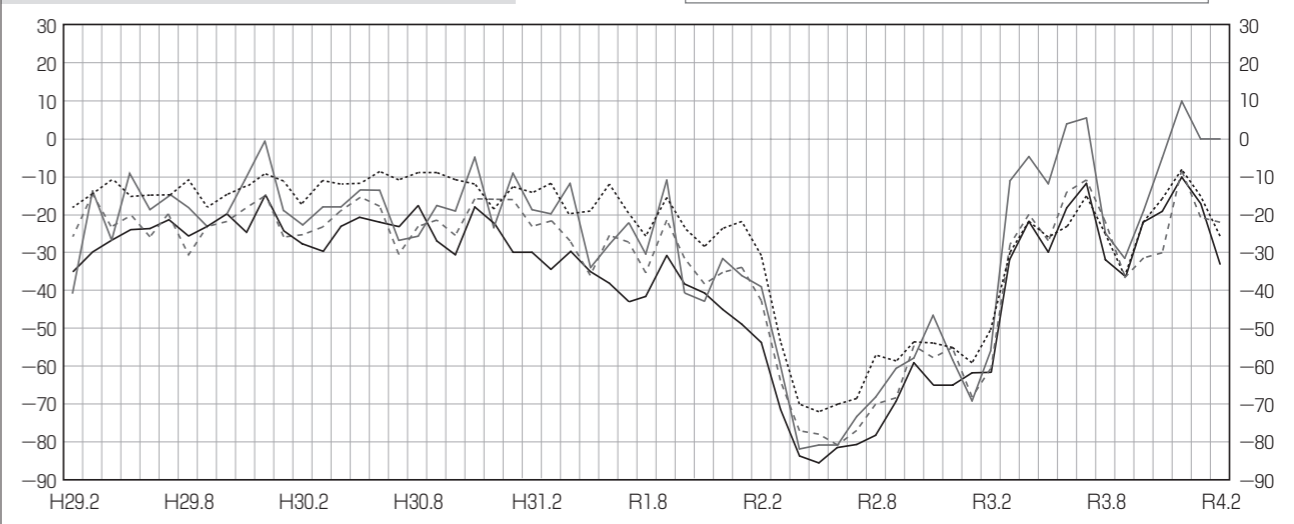
建設業

事業所により格差有り、人材が不足している。年度末に向けては忙しい。

運輸業

軽油価格は前年同月比でインクタンクは25.1円/ℓ、カードは25.8円/ℓ高くなっている。取扱数量も伸び悩んでおり、非常に厳しい状況が続いている。

景気動向（前年同月比）の推移 DI図



令和元年度補正・令和三年度補正

ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金（10次締切分）

中小企業・小規模事業者等が今後複数年にわたり相次いで直面する制度変更（働き方改革や被用者保険の適用拡大、賃上げ、インボイス導入等）等に対応するため、中小企業・小規模事業者等が取り組む革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等を支援します。

補助対象事業の類型		補助金額	補助率
一般型	[通常枠]	750万円～1,250万円(※)	1/2 小規模事業者等2/3
	[回復型賃上げ・雇用拡大枠]		2/3
	[デジタル枠]	1,000万円～2,000万円(※)	
	[グリーン枠]		1/2 小規模事業者等2/3
グローバル展開型		3,000万円	1/2 小規模事業者等2/3

※従業員規模により補助上限の金額が異なります。

【応募締切】 令和4年5月11日(水)17時

【申請方法】 電子申請システム(GビズIDプライムアカウント)のみで受付

詳細はこちら ⇒ <https://portal.monodukuri-hojo.jp/about.html>

<お問い合わせ先>

ものづくり補助金事務局サポートセンター

TEL: 050-8880-4053 Email: monohojo@pasona.co.jp



新型定期預金

マイナーベスト

高めの金利設定(当金庫内比較)

1年、2年、3年から期間が選べる

お預け入れは50万円から



●神戸市役所南側西入る

神戸支店

〒650-0032 神戸市中央区伊藤町111
☎078(391)7541

●市民会館東隣

姫路支店

〒670-0015 姫路市総社本町111
☎079(223)8431

●労働福祉会館前

尼崎支店

〒660-0096 尼崎市東灘波町5-19-8
☎06(6481)7501

商工三団体（日本商工会議所・全国商工会連合会・全国中小企業団体中央会）傘下団体会員の皆様へ

東京海上日動



パワハラ防止法が
中小企業でも義務化されることを
ご存知ですか？

ハラスメント対策のご案内

パワハラ防止法(*)が2020年6月より施行され、中小企業では2022年4月より『事業者がパワハラに対して雇用管理上必要な防止措置を講じること』が義務化されます。

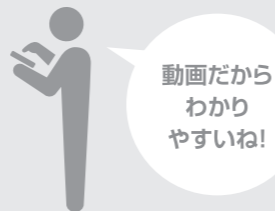
パワハラ防止法等の成立により、
事業者によるパワハラリスク対策の重要性が従来より高まっています

(*)「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」のことをいいます。

ハラスメント被害者が声をあげやすい環境

事業者が管理責任を問われやすい環境

5分でわかる！
パワハラ防止対策



チェックしてみよう！

指針に定められている事業者が講ずべき措置 **10** チェック! ✓

具体的内容	具体的な対策はこちら
職場におけるパワハラの内容・パワハラを行ってはならない旨の方針を明確化し、労働者に周知・啓発している	<p>NO ハラスメント ハラスメント裁判事例、他社の取組など ハラスメント対策の総合情報サイト あかるとい職場応援団</p>
ハラスメント行為者には、厳正に対処する旨の方針や対処の内容を就業規則等の文書に規定し、労働者に周知・啓発している	
相談窓口をあらかじめ定め、労働者に周知している	
相談窓口担当者が、内容や状況に応じて適切に対応できる体制が整っている	
相談内容の事実関係を迅速かつ正確に確認できている	
事実関係の確認ができた場合には、速やかに被害者に対する配慮のための措置が適正に行われている	
事実関係の確認ができた場合には、行為者に対する措置が適正に行われている	
再発防止に向けた措置が講じられている	
相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、労働者に周知している	
事業主に相談したこと、事実関係の確認に協力したこと、都道府県労働局の援助制度を利用したこと等を理由として、解雇その他不利益な取扱いをされない旨を定め、労働者に周知・啓発している	

↑一つでもチェックできていない項目があれば、パワハラリスク対策が必要です。

事件事例(想定)

- 管理職が、「体調不良の原因は人前で叱責罵倒されたからである」と部下からパワハラで訴えられた。
- 従業員の私生活に関する個人情報、本人の了解を得ずに他の従業員に暴露した。
- 相手を罵倒し、人格を否定するような内容のメールを、当該相手を含む他の従業員に送信した。

※事件事例は、東京海上日動火災保険株式会社が作成した想定事件事例です。

パワハラリスク対策に商工三団体の業務災害総合保険『雇用関連賠償責任補償特約』がオススメです！

「パワハラ」が法律で定義されたことで被害者が声をあげやすい環境が整い、事業者はより一層管理責任が問われやすくなっているといえます。また実際に数百万円の損害賠償が認められた事例も存在します。

「雇用関連賠償責任補償特約」は、日本国内でパワハラと認定される管理責任や、不当解雇等で訴えられた会社や事業者の賠償リスクを補償の対象とします。

〈商工三団体の業務災害総合保険〉
商工三団体の会員の皆様への割引

最大 約 56% 割引!!

補償内容	支払限度額	月払保険料(年間売上高5,000万円)			
		建設業(設備工事業)	製造業(金属製品)	小売業	貨物運送業
雇用関連賠償責任補償特約	1,000万円	1,740円	990円	1,470円	2,000円

雇用関連のリスクを最大3,000万円まで補償します。

(*)団体割引30%・過去の損害率による割引30%・包括契約割引10%
本チラシは、日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会を契約者とする業務災害総合保険団体制度の概要についてご紹介するものです。ご加入にあたっては、必ず「パンフレット兼重要事項説明書」をよくお読みください。ご契約によっては本特約をセットすることができない場合があります。また、保険内容の詳細は、団体の代表者の方にお渡ししております保険約款によりますので、不明な点がありましたら、代理店または引受保険会社におたずねください。

【代理店】
兵庫県中小企業団体中央会
TEL：078-331-2045

【引受保険会社】
東京海上日動火災保険株式会社
神戸中央支店 業務グループ
TEL：078-333-7112

お知らせ

お知らせ